

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「受電系統の変更に伴う変更」

(補足説明資料)

2023年6月21日
九州電力株式会社

川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

川内原子力発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

1. 受電系統の変更に伴う変更を行う。

川内原子力発電所の特高開閉所については、外部電源の信頼性確保の観点から、受電系統を2ルート3回線から3ルート6回線に変更し外部電源回線数の増強を図るとともに開閉所の設置場所が変更となることから、関連する以下の条文の変更を行う。

【変更する条文】

第71条（外部電源）

第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）表87－1

第109条（周辺監視区域）図109－1

添付4（管理区域図）

添付5（保全区域図）

以 上

目 次

(補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
3. 220 k V 送電線における 1 相の電路開放検知について
4. 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の取り扱いについて
5. 周辺監視区域図等の敷地図について

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以 上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
実用が規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条	所員への保安教育	—	
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—	
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第11条	構成及び定義	—	
		第12条	運転員等の確保	—	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条の2	運転管理業務	—	
		第14条	運転管理に関する社内基準の作成	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—	
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	—	
		第16条	原子炉起動前の確認事項	—	
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	—	
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	
		第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	
		第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—	
		第17条の5	資機材等の整備	—	
		添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—	
		6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	—
			第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）、「LCO」を逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、「LCO」を逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、「LCO」等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—	
		第20条	臨界ボロン濃度	—	
		第21条	減速材温度係数	—	
		第22条	制御棒動作機能	—	
		第23条	制御棒の挿入限界	—	
		第24条	制御棒位置指示	—	
		第25条	炉物理検査 —モード1	—	
		第26条	炉物理検査 —モード2	—	
		第27条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—	
		第28条	原子炉熱出力	—	
		第29条	熱流束熱水路係数（FQ(Z)）	—	
		第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（FN△H）	—	
		第31条	軸方向中性子束出力偏差	—	
		第32条	1/4炉心出力偏差	—	
第33条		計測及び制御設備	—		
第34条		DNB比	—		
第35条		1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—		
第36条		1次冷却系 —モード3	—		
第37条		1次冷却系 —モード4	—		
第38条		1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）	—		
第39条		1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）	—		
第40条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）	—			
第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）	—			
第42条	加圧器	—			
第43条	加圧器安全弁	—			
第44条	加圧器逃がし弁	—			
第45条	低温過加圧防護	—			
第46条	1次冷却材漏えい率	—			
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	—			
第48条	余熱除去系への漏えい監視	—			
第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	—			

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第50条	蓄圧タンク	—
		第51条	非常用炉心冷却系 —モード1、2及び3—	—
		第52条	非常用炉心冷却系 —モード4—	—
		第53条	燃料取替用水タンク	—
		第54条	ほう酸注入タンク	—
		第55条	原子炉格納容器	—
		第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第57条	原子炉格納容器スプレイ系	—
		第58条	アニュラス空気浄化系	—
		第59条	アニュラス	—
		第60条	主蒸気安全弁	—
		第61条	主蒸気隔離弁	—
		第62条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第63条	主蒸気逃がし弁	—
		第64条	補助給水系	—
		第65条	復水タンク	—
		第66条	原子炉補機冷却水系	—
		第67条	原子炉補機冷却海水系	—
		第68条	制御用空気系	—
		第69条	中央制御室非常用循環系	—
		第70条	安全補機室空気浄化系	—
		第71条	外部電源	有
		第72条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4—	—
		第73条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4以外—	—
		第74条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第75条	非常用直流電源 —モード1、2、3及び4—	—
		第76条	非常用直流電源 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第77条	所内非常用母線 —モード1、2、3及び4—	—
		第78条	所内非常用母線 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第79条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—
		第80条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第81条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第82条	使用済燃料ピットの水位及び水温	—
		第83条	重大事故等対処設備	—
		第83条の2	特重施設を構成する設備	—
		第84条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第84条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第85条	運転上の制限の確認	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第86条	運転上の制限を満足しない場合	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第88条	運転上の制限に関する記録	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	—
		第89条	異常時の基本的な対応	—
		第90条	異常時の措置	—
		第91条	異常収束後の措置	—
		添付1	異常時の運転操作基準（第90条関連）	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更有無
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	有
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第95条	燃料の取替等	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉が起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条 第7条	原子力発電安全委員会 川内原子力発電所安全運営委員会	— —
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第103条の2 添付4	管理区域の設定・解除 管理区域図（第103条及び第104条関連）	— —※
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第104条	管理区域内における区域区分	—
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第105条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第114条 第115条	管理区域外等への搬出及び運搬 発電所外への運搬	— —
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第108条 添付5	保全区域 保全区域図（第108条関連）	— —※
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第109条	周辺監視区域	—※
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第116条	請負会社の放射線防護	—
	第117条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第10号	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—

※設備移設及び敷地造成工事の反映により敷地図を変更しているが、周辺監視区域、管理区域及び保全区域の見直しは行っていないことから「—」とする。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	
【排気監視設備及び排水監視設備】	められていること。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放出管理用計測器の管理	—	
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第110条	放射線業務従事者の線量管理等	—	
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable、以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第98条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	
	3. 実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第111条	床・壁等の除染	—	
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第98条の5	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第103条の2	管理区域の設定・解除	—	
		第104条	管理区域内における区域区分	—	
第107条		管理区域出入者の遵守事項	—		
第111条 第114条		床・壁等の除染 管理区域外等への搬出及び運搬	— —		
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —	
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —	
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第92条 第93条 第96条 第97条	新燃料の運搬 新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬	— — — —	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関するものが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第92条 第97条	新燃料の運搬 使用済燃料の運搬	— —	
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第95条	燃料の取替等	—	
	実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第98条の4 第99条	輸入廃棄物の管理 放射性液体廃棄物の管理	— —
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—		
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。			
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第112条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第103条	放射線管理に係る基本方針	—
		第102条	頻度の定義	—
		第119条	原子力防災組織	—
		第120条	原子力防災要員	—
		第121条	原子力防災資機材等の整備	—
		第121条	原子力防災資機材等の整備	—
		第122条	通報経路	—
		第124条	通報	—
		第119条	原子力防災組織	—
		第125条	緊急時体制の発令	—
		第126条	応急措置	—
		第127条	緊急時における活動	—
実用規程第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。			
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。			
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。			
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。			
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。			
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第120条の2	緊急作業従事者の選定	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第127条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第128条	緊急時体制の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第123条	原子力防災訓練	—
実用規程第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第12条	運転員等の確保	—
		第17条	火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更有無
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要であると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第17条の5	資機材等の整備	—
		第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	—
		第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—
添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	—		
実用規程第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第131条	記録	—
	2. 実用規程第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第131条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第132条 第9条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— —
	4. 特に、実用規程第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第132条	報告	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記さ	第132条	報告	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	れていること。			
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	-
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第118条	施設管理計画	-
		第118条の2	設計管理	-
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の3	作業管理	-
		第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	-
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	-
		添付6	長期施設管理方針 （第118条の6関連）	-
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	-	〔手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	添付6	長期施設管理方針 （第118条の6関連）	-	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	-	
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第94条	燃料の検査	-
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第118条	施設管理計画	-
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
		2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的
		第1条	目的	-

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用所規則 (保安規定) 第92条 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	保安規定審査基準		原子力施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書			
八 発電用原子力施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの イ 発電用原子力の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子力の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	7. 発電用原子力施設の「重要な機能」に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対応設備（特定重大事故等対応施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところに よる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するよう定められていること。	使用所規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子力施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等	(外部電源) 第71条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源 ^{※1} は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を支配する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 3 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。 ※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
			審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・受電系統の変更に伴う変更。			・運転基準（既存）	・受電系統の変更に伴い、社内規定文書に定める外部電源に係る記載を変更し、運用する。

表71-1

注	注	注
1. 外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。	2. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。	3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。

注1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。

注2：当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。

注3：当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規程	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>表 71-2</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1232 231 1377">表 71-2</td> <td data-bbox="210 918 231 1220">表 71-3</td> <td data-bbox="231 918 255 1220">表 71-4</td> <td data-bbox="255 918 279 1220">表 71-5</td> <td data-bbox="279 918 303 1220">表 71-6</td> <td data-bbox="303 918 327 1220">表 71-7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1232 231 1377">A. 全ての保安規定の適用範囲に及ぶこと、適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="210 918 231 1220">B. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="210 1232 231 1377">C. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="210 918 231 1220">D. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="210 1232 231 1377">E. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="210 918 231 1220">F. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> </tr> </table>	表 71-2	表 71-3	表 71-4	表 71-5	表 71-6	表 71-7	A. 全ての保安規定の適用範囲に及ぶこと、適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	B. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	C. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	D. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	E. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	F. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。			
表 71-2	表 71-3	表 71-4	表 71-5	表 71-6	表 71-7												
A. 全ての保安規定の適用範囲に及ぶこと、適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	B. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	C. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	D. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	E. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	F. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。												
		<p>表 71-2 (続き)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="849 1232 869 1377">表 71-2 (続き)</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">表 71-3 (続き)</td> <td data-bbox="849 1232 869 1377">表 71-4 (続き)</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">表 71-5 (続き)</td> <td data-bbox="849 1232 869 1377">表 71-6 (続き)</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">表 71-7 (続き)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 1232 869 1377">G. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">H. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="849 1232 869 1377">I. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">J. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="849 1232 869 1377">K. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> <td data-bbox="849 918 869 1220">L. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。</td> </tr> </table>	表 71-2 (続き)	表 71-3 (続き)	表 71-4 (続き)	表 71-5 (続き)	表 71-6 (続き)	表 71-7 (続き)	G. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	H. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	I. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	J. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	K. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	L. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。			
表 71-2 (続き)	表 71-3 (続き)	表 71-4 (続き)	表 71-5 (続き)	表 71-6 (続き)	表 71-7 (続き)												
G. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	H. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	I. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	J. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	K. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。	L. 保安規定の適用範囲が不明な場合は、保安規定の適用範囲を明確にする。												

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確化する。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄色マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄色マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「黒字(青下線)」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書(二次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文
	①	5. 5 責任、権限及び情報の伝達

設置（変更）許可申請書【本文】 2017.2.8 許可	設置（変更）許可申請書【添付書類】 2017.2.8 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 運転基準（既存）	社内規定文書 記載内容の概要
<p>備 又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、(1) 常用電源設備の構造の (ii) 外部電源系、(iii) 変圧器、(iv) 非常用電源設備の構造の (i) 受電系統、(v) 代替電源設備並びに (3) その他の重要な事項の (vi) 緊急時対策所、(vii) 通信連絡設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>A. 1 号炉</p> <p>(1) 常用電源設備の構造</p> <p>(ii) 外部電源系</p> <p>500kV 2 回線（1 号及び 2 号が共用）</p> <p>220kV 4 回線（1 号及び 2 号が共用）</p> <p>（常用電源設備）及び「非常用電源設備」と兼用</p> <p>主発電機、外部電源系の故障又は発電機に接続している送電線のじょうりょうにより発生する短絡や地絡、母線の低電圧や過電流に対し、検知できる設計とする。</p>	<p>10.3.2 設計方針</p> <p>10.3.2.1 外部電源系</p> <p>(中略)</p> <p>また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流、変圧器 1 次側における 1 相開放故障等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>1.0.3.3.3 主要設備</p> <p>1.0.3.3.1 送電線（1 号及び 2 号が共用、非常用電源設備と兼用）</p> <p>発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、第 1.0.3.1 区に示すとおり、送電可能な 500 kV 送電線（川内原子力線）</p> <p>1 ルート 2 回線及び 220 kV 送電線（川内原子力線）</p> <p>子力連絡線及び新見島線）2 ルート 4 回線の合計 3 ルート 6 回線で電力系統に連系する。</p> <p>500 kV 送電線は、約 60 km 離れた南九州委員会に連系する。</p> <p>また、220 kV 送電線は、約 6 km 離れた川内火力発電所及び約 48 km 離れた新見島変電所に連系する。</p> <p>これらの送電線は、上流側の接続先において 1 つの変電所にのみ連系しないため、1 つの変電所が停止することによって、当該原子力施設に接続された送電線が全て停止する事態に至らない設計とする。</p>	<p>(外部電源)</p> <p>第 71 条 モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源は、表 71-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1 週間に 1 回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること、及び 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 71-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修課長に通知する。通知を受けた保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：外部電源とは、電力系統からの電力を第 77 条及び第 78 条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>	<p>運転基準（既存）</p> <p>・受電系統の変更に伴い、社内規定文書に定める外部電源に係る記述を変更し、適用する。</p>	

220 kV 送電線における 1 相の電路開放検知について

1. 220 kV 送電線における 1 相の電路開放検知について

220 kV 送電線における 1 相の電路開放を検知するため、保安規定にて予備変圧器から所内負荷へ給電時に電流計指示値の確認を実施することを定め運用を行ってきた。

受電系統の変更に係る工事に伴い、220kV 送電線は、1 回線から 4 回線に多重化することにより、1 回線での 1 相の電路の開放が生じた場合において、安全施設への電力の供給が不安定にならない設計とすることから、保安規定に定める 1 相の電路開放検知のために実施する予備変圧器から所内負荷へ給電する際の電流計指示値の確認に係る運用については、不要とする。

なお、500 kV 送電線と同様に 220 kV 送電線においても、電力送電時、保護装置による 3 相の電流不平衡監視により 1 相の電路の開放を常時検知可能な設計となる。

番号	資料名	項目	設置認	記載内容	条	保安規定	記載内容	備考																																											
1	4 常用電源 設備の基本 設計方針	1 保安電源設備 1.1 発電所構内 における電気系統 の信頼性確保	設置認	<p>1.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復</p> <p>変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、変圧器やガス絶縁開閉装置等を設置するとともに、電路が筐体に内包される設計とすることにより、1相の電路の開放は、保護継電器にて自動検知できる設計とする。異常を検知した場合、保護継電器にて自動検知できる設計とすることにより、電力の供給が不安定にならない設計とする。また、電力送電時、保護装置 (1,2号機共用) により3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。更に、中央制御室に電流計 (1,2号機共用、1号機に設置) を設置し、その指示値を確認することにより1相の電路の開放を検知できる設計とする。</p> <p>送電線において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、500kV送電線 (1,2号機共用、1号機に設置 (以下同じ。)) は多重化した設計とし、1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならない設計とする。また、電力送電時、保護装置 (1,2号機共用) により3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。更に、中央制御室に電流計 (1,2号機共用、1号機に設置) を設置し、その指示値を確認することにより1相の電路の開放を検知できる設計とする。</p> <p>220kV送電線 (1,2号機共用、1号機に設置 (以下同じ。)) では、中央制御室に電流計 (1,2号機共用、1号機に設置 (以下同じ。)) を設置することにより、その指示値を確認できる設計とし、1相の電路の開放を検知するため、保安規定にて予備変圧器 (1,2号機共用 (以下同じ。)) から所内負荷へ給電時に電流計指示値の確認を実施することとを定め管理する。500kV送電線及び220kV送電線において、1相の電路の開放を検知した場合は、保安規定にて遮断器操作による故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替を行うことで電力の供給の安定性を回復させることを定め管理する。</p>	<p>71条</p> <p>71条</p>	<p>(外部電線)</p> <p>第71条 第1項 1, 2, 3, 4, 5, 6及び絶縁材料に燃焼性を併せ持っている期間において、外部電線は、表71-1で定める事項を運用上の制限とする。</p> <p>2 外部電線が前述で定める期間上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 当該表は、第1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用材料の種類に照らして行われている期間において、1回線に1回、所要の非常用母線に電力供給可能な外部電線3回線以上の電圧レベルにおいて、及び1回線以上の他の電線に対して検知能力を有していることを確認する。</p> <p>なお、1回線は別から両側使用は、2回線以上の電線は確認する。</p> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表71-2</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合</td> <td>A.1</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。</td> <td>4時間 その他の1日 に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び A.2</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電線が2回線である場合</td> <td>B.1</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。</td> <td>4時間 その他の1日 に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び B.2</td> <td>当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電線が2回線及び他の外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合</td> <td>C.1</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。</td> <td>4時間 その他の1日 に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び C.2</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。又は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電線が1回線である場合</td> <td>D.1</td> <td>当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。</td> <td>4時間 その他の1日 に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び D.2</td> <td>当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>E. 動作可能な外部電線が1回線及び発電機1基が動作可能である場合</td> <td>E.1</td> <td>当該表は、動作不能となっている外部電線1回線又は発電機1基を復旧させる。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電線が動作不能である場合</td> <td>F.1</td> <td>当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	表71-2	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合	A.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回		及び A.2	当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。	30分	B. 動作可能な外部電線が2回線である場合	B.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回		及び B.2	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	30分	C. 動作可能な外部電線が2回線及び他の外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合	C.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回		及び C.2	当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。又は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	30分	D. 動作可能な外部電線が1回線である場合	D.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回		及び D.2	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	10分	E. 動作可能な外部電線が1回線及び発電機1基が動作可能である場合	E.1	当該表は、動作不能となっている外部電線1回線又は発電機1基を復旧させる。	12時間	F. 全ての外部電線が動作不能である場合	F.1	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	24時間	<p>・220kV送電線の1相の電路の開放を検知するため、電流計の値を確認する旨を記載。</p>
表71-2	条件	要求される措置	完了時間																																																
A. 全ての外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合	A.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回																																																
	及び A.2	当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。	30分																																																
B. 動作可能な外部電線が2回線である場合	B.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回																																																
	及び B.2	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	30分																																																
C. 動作可能な外部電線が2回線及び他の外部電線が他の回線に対して検知能力を有していない場合	C.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回																																																
	及び C.2	当該表は、動作可能な外部電線の少なくとも1回線以上を他の回線に併せて検知能力を有している状態に復旧させる。又は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	30分																																																
D. 動作可能な外部電線が1回線である場合	D.1	当該表は、動作可能な外部電線について、電路が検知していること及び電流計の値を確認する。	4時間 その他の1日 に1回																																																
	及び D.2	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	10分																																																
E. 動作可能な外部電線が1回線及び発電機1基が動作可能である場合	E.1	当該表は、動作不能となっている外部電線1回線又は発電機1基を復旧させる。	12時間																																																
F. 全ての外部電線が動作不能である場合	F.1	当該表は、動作不能となっている外部電線の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧させる。	24時間																																																

設工認		保安規定		記載内容	備考									
番号	資料名	項目	条											
1	4 常用電源設備の基本設計方針	1 保安電源設備 1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保	71 条	<p>表 71-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 される 措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G. モード1、2、3及び4 において、条件A、B、 C、D、E又はFの措置 を完了時間内に達成でき ない場合</td> <td>G.1 当該地区は、モードJとする。 及び G.2 当該地区は、モードKとする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>H. モード5、6及び使用済 燃料ピットに燃料体を貯 蔵している期間におい て、条件A、B、C、D、 E又はFの措置を完了時 限内に達成できない場合 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。</td> <td>H.1 核務部長は、当該調整移動中の場合は、速やかに 当該調整員の移動を中止する。 及び H.2 当該地区は、1次内海津作のほう響範囲 を低下する措置を全て中止する。 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：当該表の範囲については、2地区V、当該表の範囲を拡張して、1千個以上の燃料ピットを含む場合 適用。</p> <p>注2：モード1、2、3及び4以外においては、デノボ化を前提には、非常時発電機1基を含める ことができる。非常時発電機とは、必要の電力供給が可能なものをいう。</p> <p>注3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要 求 される 措置	完了時間	G. モード1、2、3及び4 において、条件A、B、 C、D、E又はFの措置 を完了時間内に達成でき ない場合	G.1 当該地区は、モードJとする。 及び G.2 当該地区は、モードKとする。	12時間 56時間	H. モード5、6及び使用済 燃料ピットに燃料体を貯 蔵している期間におい て、条件A、B、C、D、 E又はFの措置を完了時 限内に達成できない場合 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。	H.1 核務部長は、当該調整移動中の場合は、速やかに 当該調整員の移動を中止する。 及び H.2 当該地区は、1次内海津作のほう響範囲 を低下する措置を全て中止する。 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	
条 件	要 求 される 措置	完了時間												
G. モード1、2、3及び4 において、条件A、B、 C、D、E又はFの措置 を完了時間内に達成でき ない場合	G.1 当該地区は、モードJとする。 及び G.2 当該地区は、モードKとする。	12時間 56時間												
H. モード5、6及び使用済 燃料ピットに燃料体を貯 蔵している期間におい て、条件A、B、C、D、 E又はFの措置を完了時 限内に達成できない場合 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。	H.1 核務部長は、当該調整移動中の場合は、速やかに 当該調整員の移動を中止する。 及び H.2 当該地区は、1次内海津作のほう響範囲 を低下する措置を全て中止する。 及び H.3 当該地区は、1次内海津の未決きを行う ている場合は、不決きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに												

番号	資料名	項目	設工認	記載内容	条	記載内容	備考																																
1	4 常用電源設備の基本設計方針	1 保安電源設備 1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保	設工認	<p>1.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復</p> <p>変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、変圧器やガス絶縁開閉装置等を設置するとともに、電路が筐体に内包される設計とすることにより、1相の電路の開放は、保護継電器にて自動検知できる設計とする。異常を検知した場合は自動で故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p><u>送電線において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、500kV送電線（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））及び220kV送電線（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））は多重化した設計とし、1回線での電路の開放時に、安全施</u> <u>設への電力の供給が不安定にならない設計とする。また、中央電力送電時、保護装置（1,2号機共用）により3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。更に、中央制御室に電流計（1,2号機共用、1号機に設置）を設置し、その指示値を確認することにより1相の電路の開放を検知できる設計とする。</u></p> <p>500kV送電線及び220kV送電線において、1相の電路の開放を検知した場合は、保安規定にて遮断器操作による故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替を行うことで電力の供給の安定性を回復させることを定め管理する。</p>	<p>表 71-1</p> <p>表 71-2</p> <p>(外部電源)</p> <p>第 71 条 モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 及び使用が許可されている期間において、外部電源は、モード 1 で定める事項を適用し、次のとおり運用する。</p> <p>2 外部電源が常時下の状態にあり、モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 及び使用が許可されている期間において、1回線に1回、1回線の非同期送電が可能な外部電源3回線以上の電圧を有していること、及び1回線以上の電圧を有していることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 71-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 目</th> <th>要求される検知</th> <th>実行時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.1 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1Hに1回</td> </tr> <tr> <td>A.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>B.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1Hに1回</td> </tr> <tr> <td>B.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>C.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1Hに1回</td> </tr> <tr> <td>C.2 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。又は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復を確認する。</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>D.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1Hに1回</td> </tr> <tr> <td>D.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>E.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>E.2 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 目	要求される検知	実行時間	A.1 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回	A.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	30分	B.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回	B.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	30分	C.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回	C.2 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合	当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。又は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復を確認する。	20分	D.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回	D.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	10分	E.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	12時間	E.2 全ての外部電源が動作不能である場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	24時間	<p>・220 kV 送電線の 1 相の電路の開放を検知するための、電流値の確認をする旨を記載を削除。</p>
条 目	要求される検知	実行時間																																					
A.1 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回																																					
A.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	30分																																					
B.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回																																					
B.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	30分																																					
C.1 動作可能な外部電源が2回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回																																					
C.2 全ての外部電源が他の回線に対し、電圧を有している場合	当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。又は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復を確認する。	20分																																					
D.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	4時間 その後の1Hに1回																																					
D.2 当監視長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上の電圧の回復に対して、動作性を有している状態に復帰する。	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	10分																																					
E.1 動作可能な外部電源が1回線以上ある場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	12時間																																					
E.2 全ての外部電源が動作不能である場合	当監視長は、動作可能な外部電源について、電圧が検知していることを確認する。	24時間																																					

予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の取り扱いについて

1. 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の取り扱いについて

第 87 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）の表 87-1 について、受電系統の変更に係る工事の完了に伴い、第 71 条（外部電源）の記載を削除する。

現状の受電系統の変更に係る工事実施前においては、しゃ断器点検時（500kV 川内原子力線 1L しゃ断器）や予備変圧器等の保守点検を実施する場合に、外部電源が 2 回線となる状況が発生し、第 71 条の運転上の制限（(1) 3 回線以上が動作可能であること、(2)(1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していること）を満足できないことから予防保全を目的とした点検・保守を実施している。

工事実施前における設備点検時の系統を図 1 に示す。

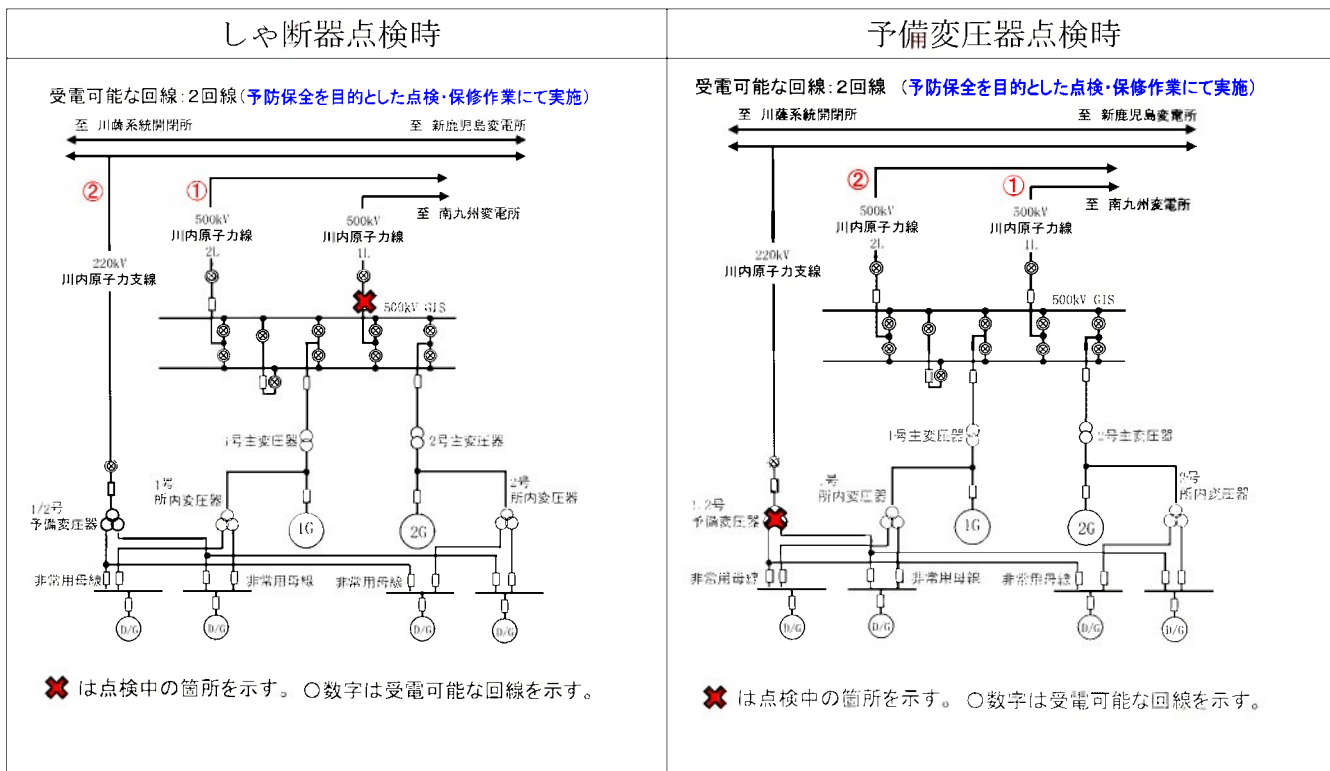


図 1 工事実施前における設備点検時の系統

受電系統の変更に係る工事实施後においては、外部電源が3回線から6回線に増強されること及び連絡用変圧器が設置されることから、しゃ断器点検時（500kV 川内原子力線 1L しゃ断器点検）を実施する場合は、500kV 川内原子力線 2L 及び 220kV 系統の4回線の計5回線からの受電が可能となる。また予備変圧器点検時においては、500kV 川内原子力線 1L、2L 及び連絡用変圧器を経由した 220kV の4回線の計6回線から受電が可能となる。これにより、設備点検に伴う予防保全を目的とした点検・保守を適用する必要がなくなる。

工事实施後における設備点検時の系統を図2に示す。

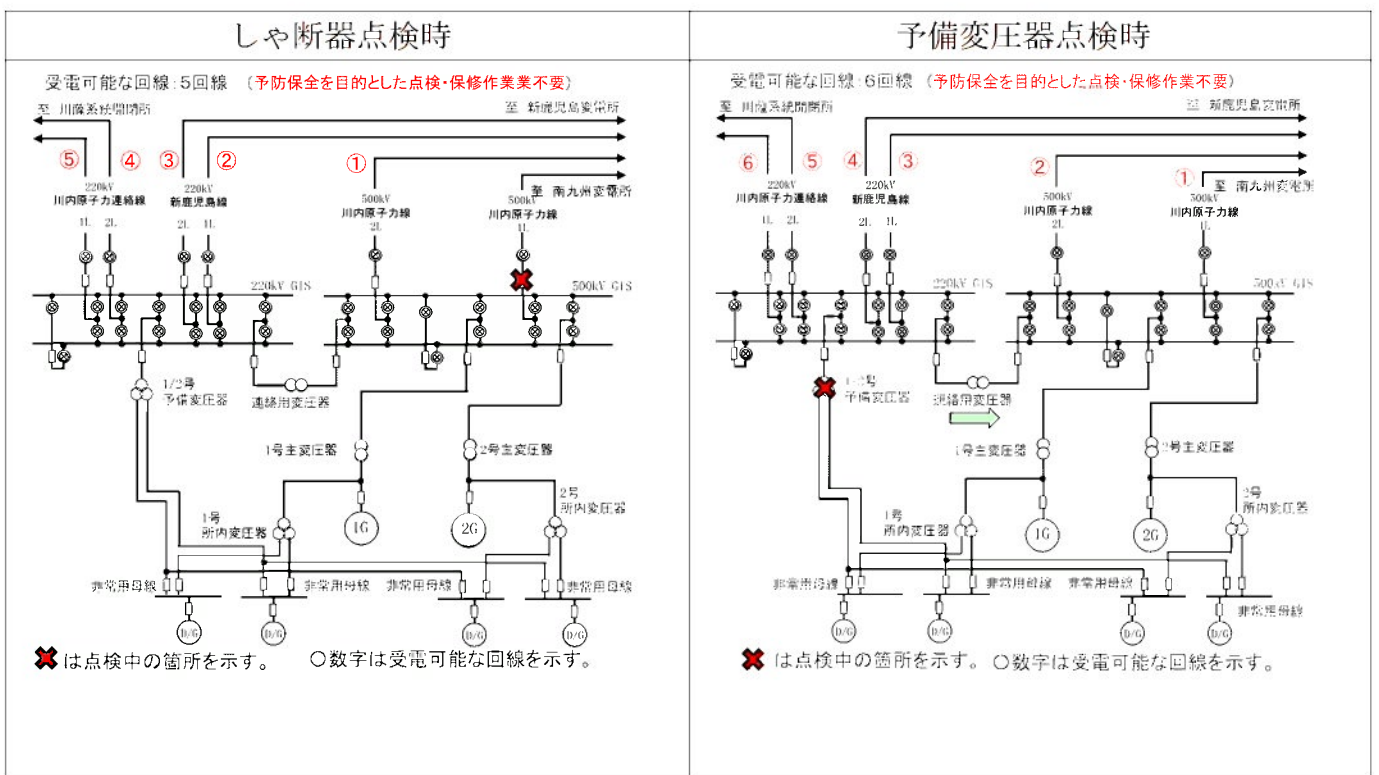


図2 工事实施後における設備点検時の系統

周辺監視区域図等の敷地区について

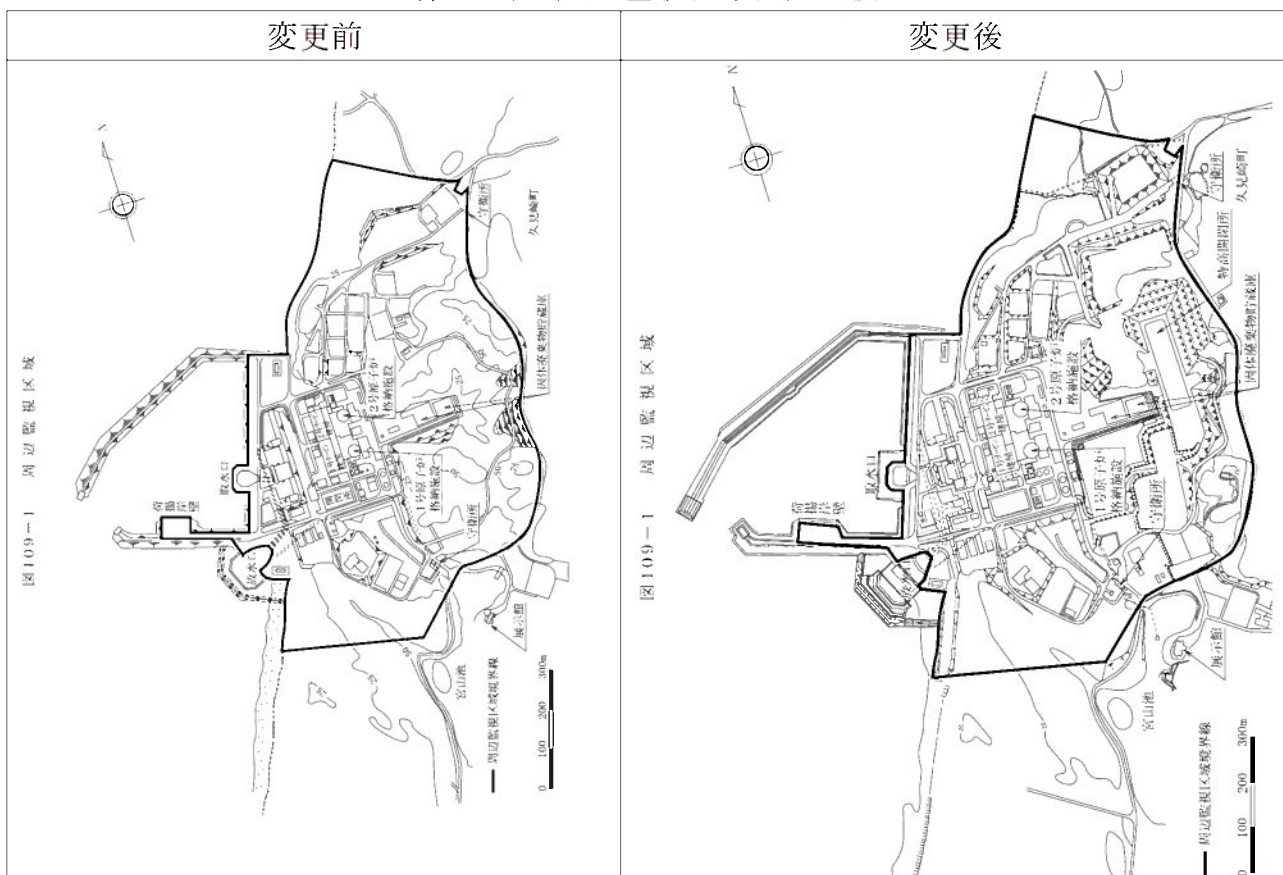
1. 周辺監視区域図等の敷地図について

受電系統変更の工事に伴い、特高開閉所の設置場所を変更すること及び敷地造成工事の反映を行うことから、保安規定 第109条（周辺監視区域図）、添付4（管理区域図）及び添付5（保全区域図）を変更する。

ただし、本工事において周辺監視区域境界の見直しを行っておらず、管理区域及び保全区域も同様に見直しを行っていない。

申請書における変更前後比較表の備考欄に記載する変更理由は、変更した箇所の変更理由を記載することとしていることから、本申請における周辺監視区域図等の敷地図の変更理由は、「受電系統の変更に伴う変更」及び「記載の適正化（敷地造成の反映）」とする。

第109条（周辺監視区域図）の例



保安規定の適用開始時期について

1. 保安規定の適用開始時期について

本工事は設工認において、220kV 送電線遮断器、連絡用変圧器の設置及び基本設計方針の変更を実施しており、これらの工事は、送電系統との接続が必要となり、工事期間が長期間に及び、かつ段階的に供用開始が必要となることから、工事ステップに応じた適用開始時期を定めることとし、附則に以下の通り記載している。

今回の適用開始時期における受電系統の変更状況について、図1及び図2に示す。また各工事ステップごとの系統の状況を図3から図9に示す。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。

<中 略>

3 本規定施行の際、第71条（外部電源）については、220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

4 本規定施行の際、第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）表87-1、第109条（周辺監視区域）図109-1、添付4（管理区域図）及び添付5（保全区域図）については、連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

【附則記載の適用時期における系統状況】

適用条文：第71条（外部電源）

適用時期：220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日以降

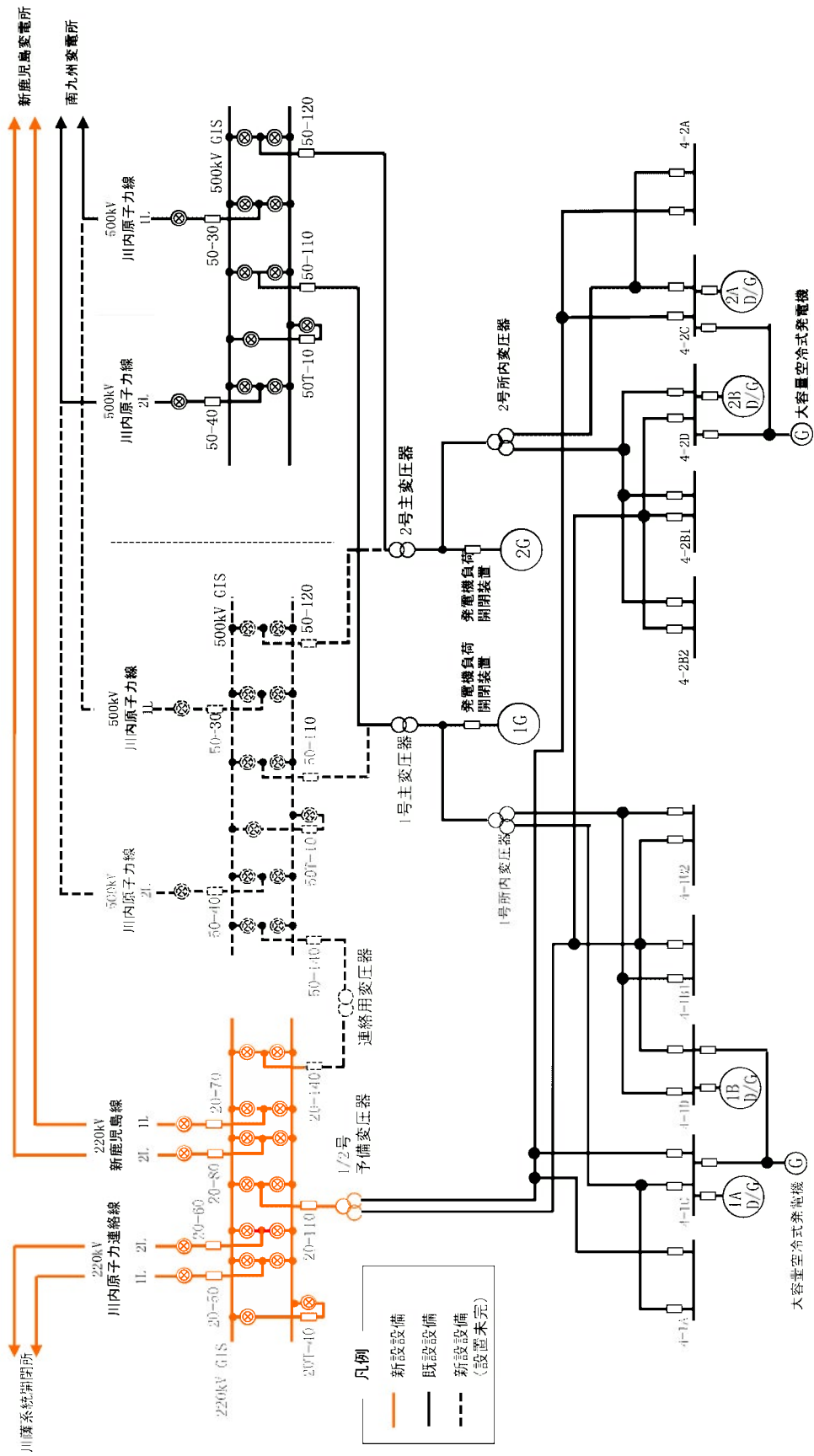


図 1 附則 3 項記載の適用時期における系統状況

【附則記載の適用時期における系統状況】

適用条文：第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）表87-1

第109条（周辺監視区域）図109-1

添付4（管理区域図）及び添付5（保全区域図）

適用時期：連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降

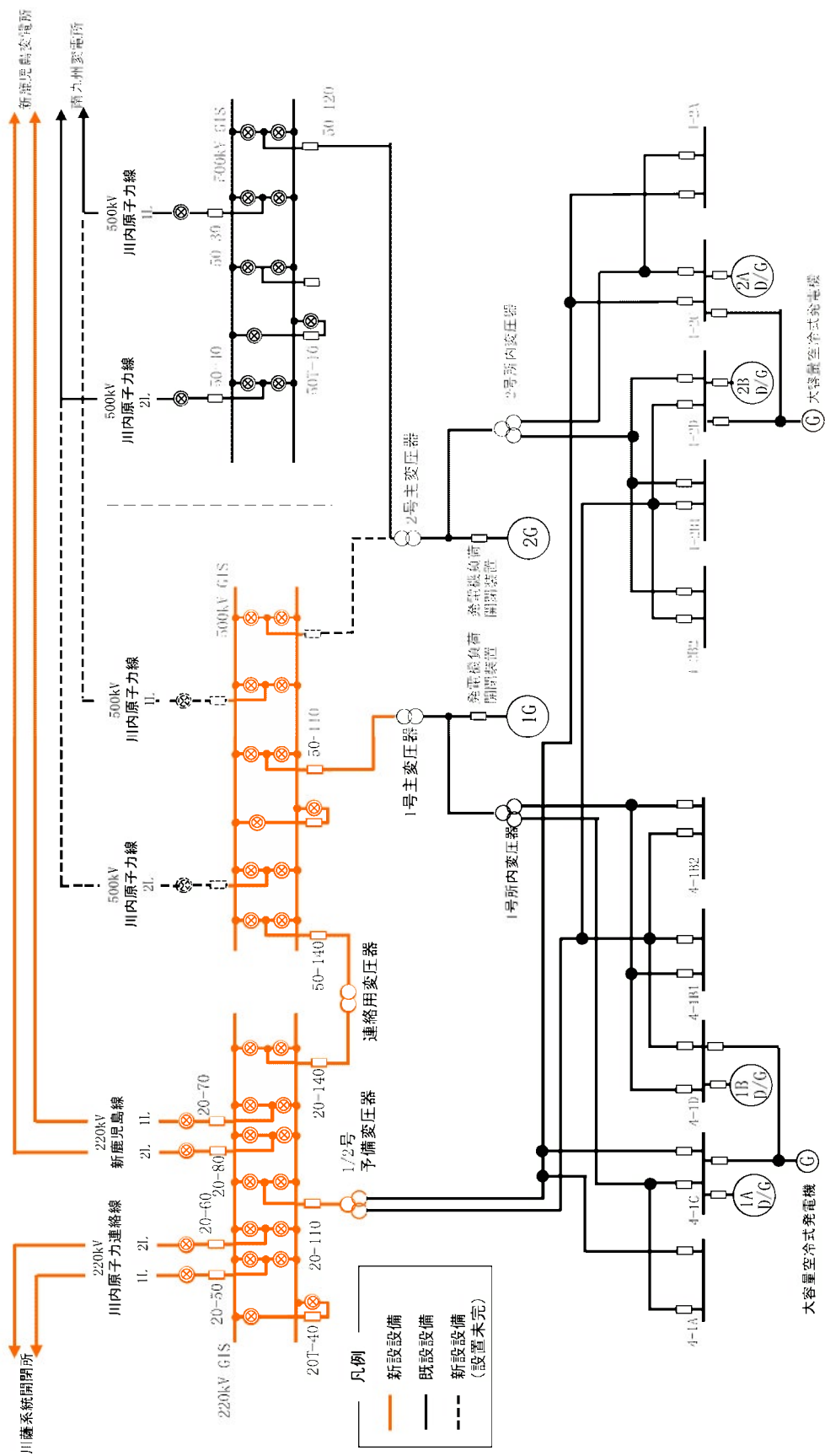


図2 附則4項記載の適用時期における系統状況

【現状系統図】

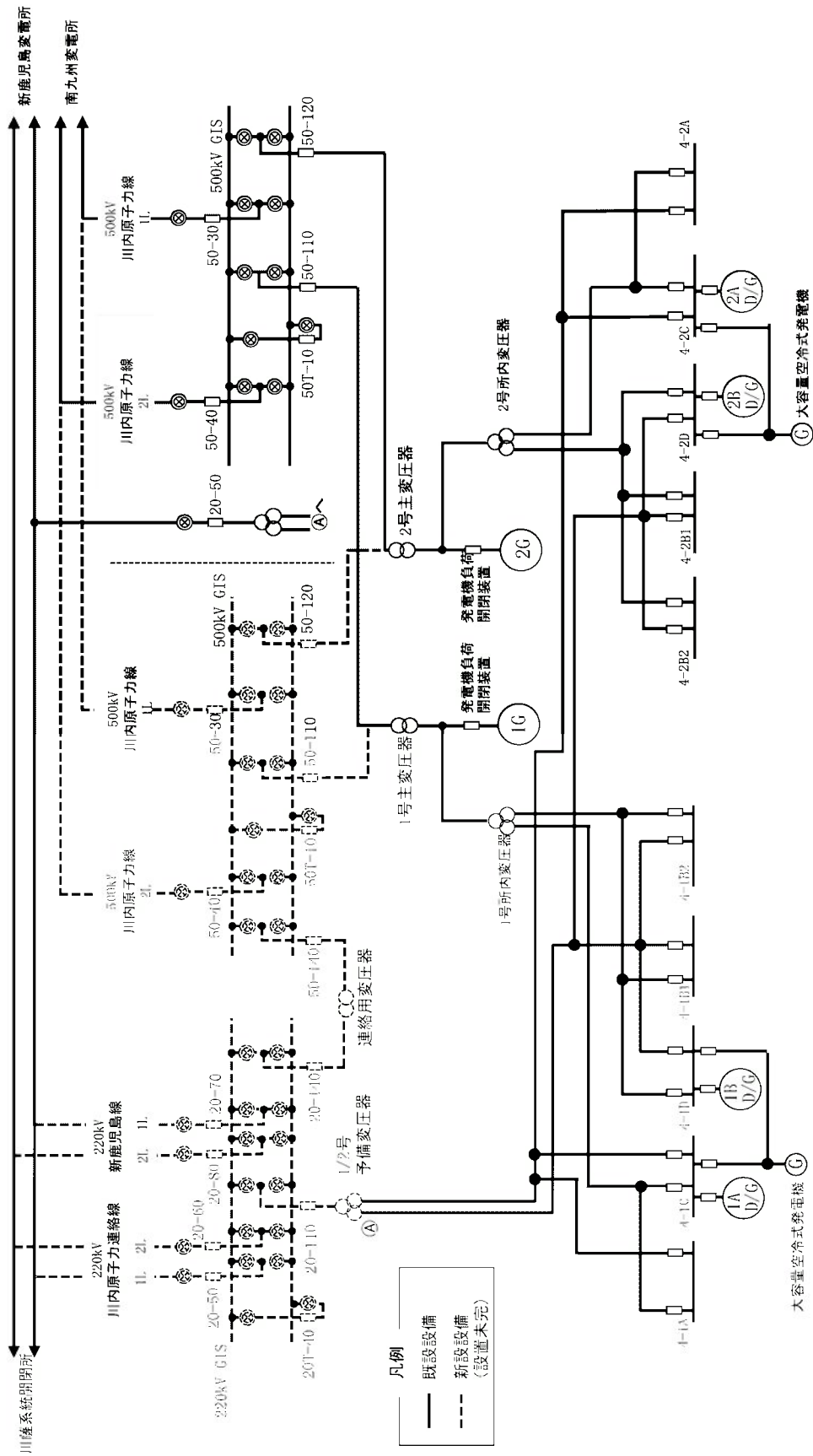


図3 工事前系統図

【ステップ1】 20—50運用開始

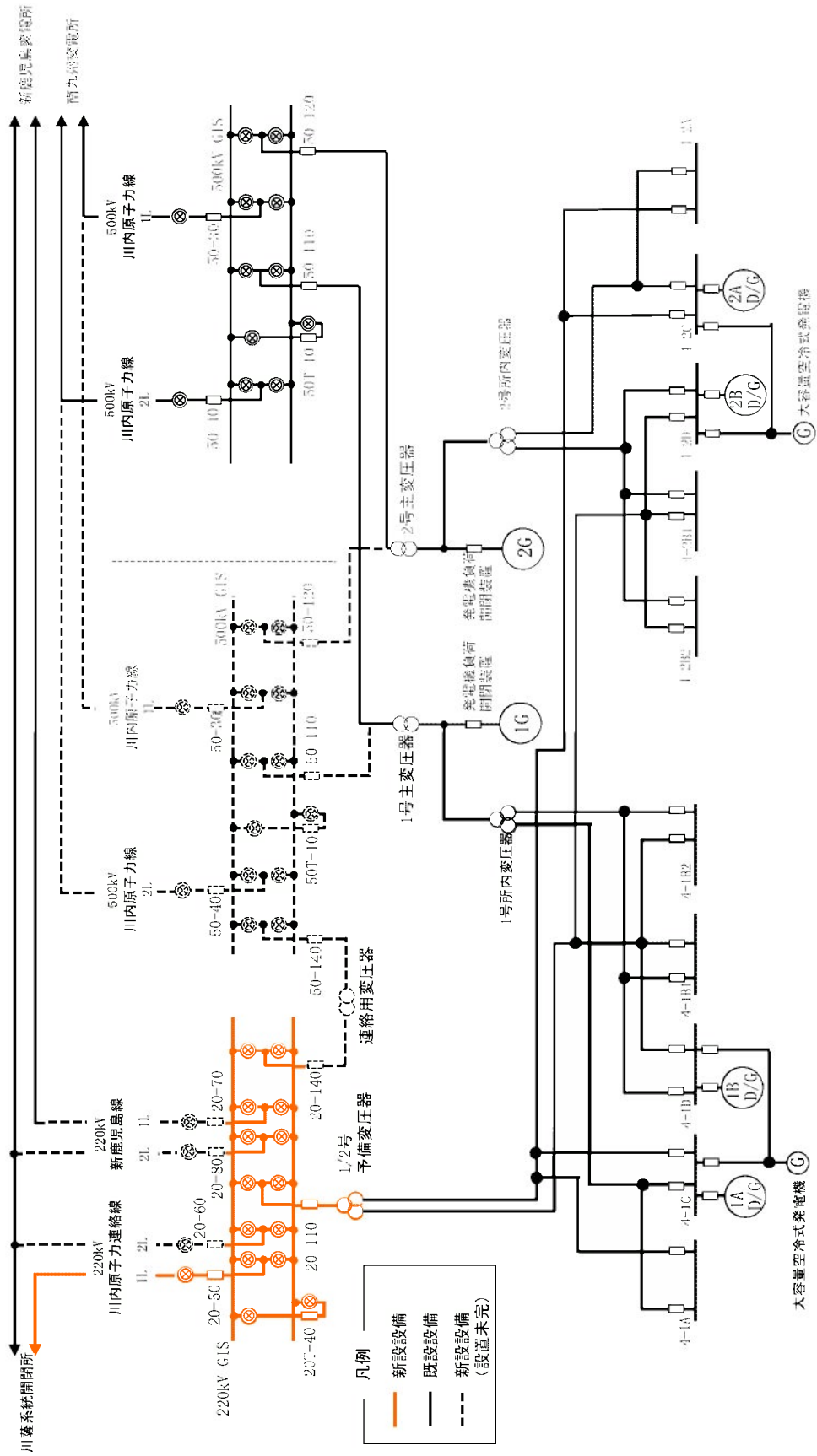


図4 20—50運用開始時系統図

【ステップ2】 20ー70運用開始

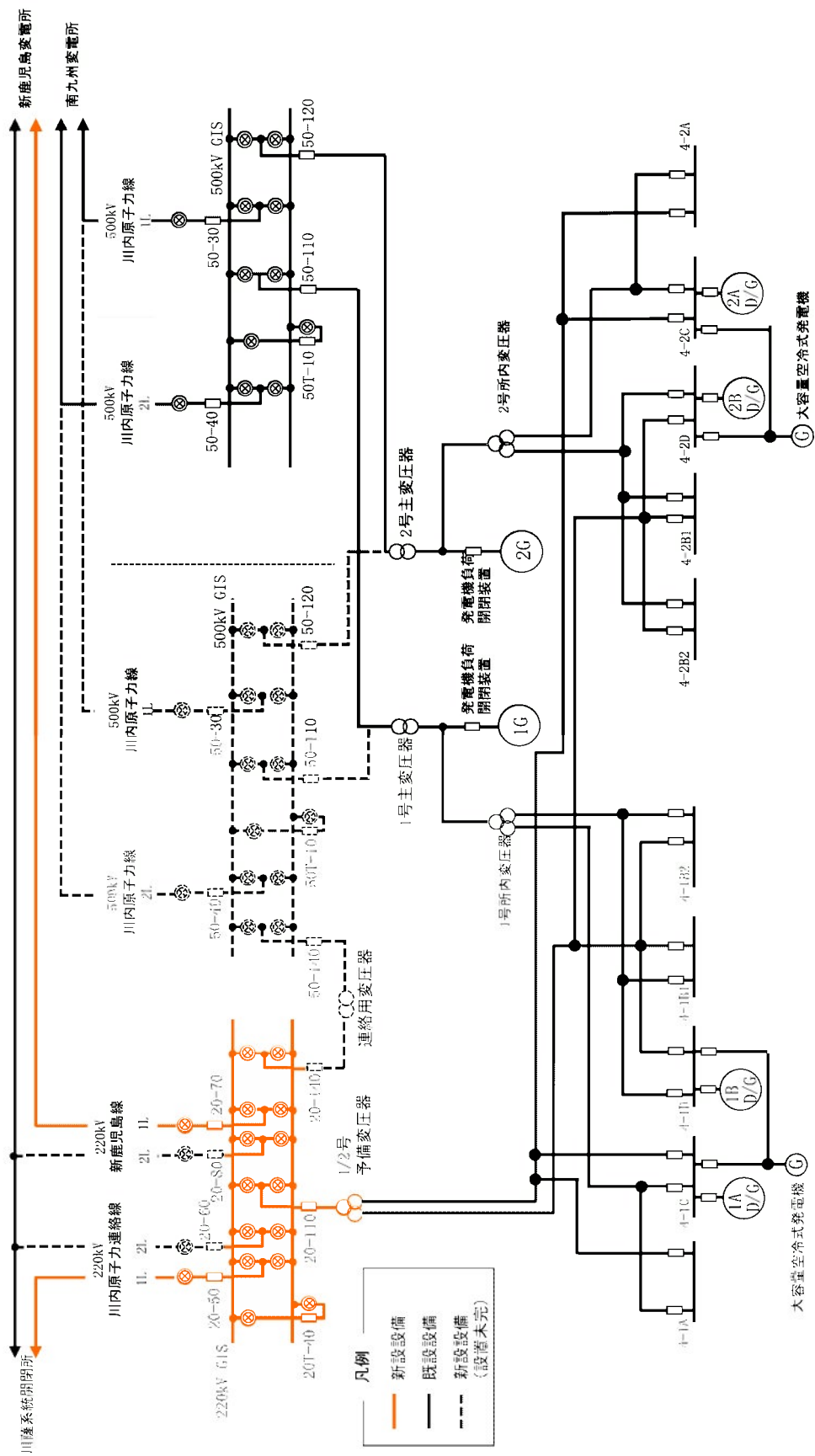


図5 20ー70運用開始時系統図

【ステップ3】 20—60運用開始

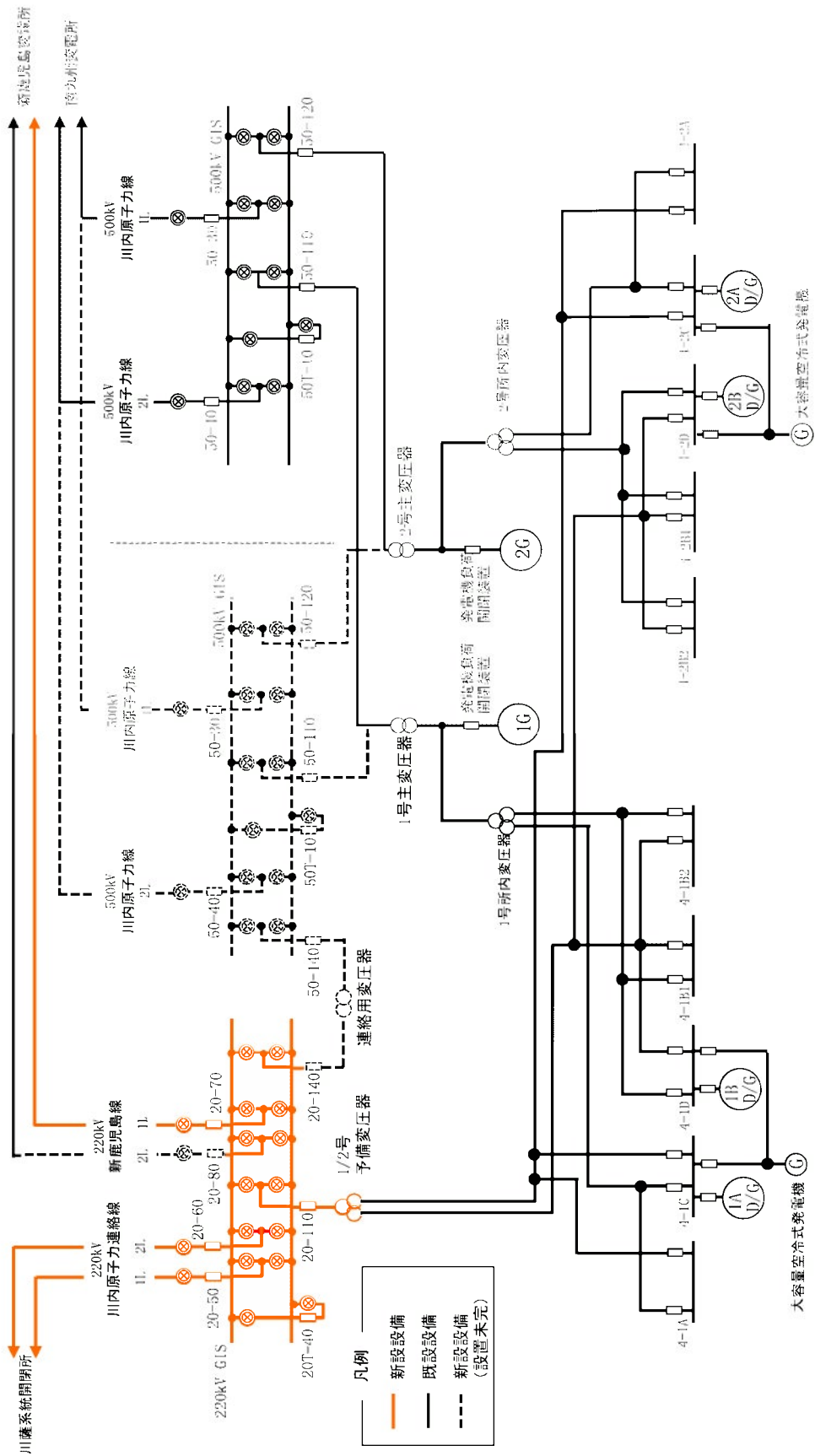


図6 20—60運用開始時系統図

【ステップ4】 20-80運用開始

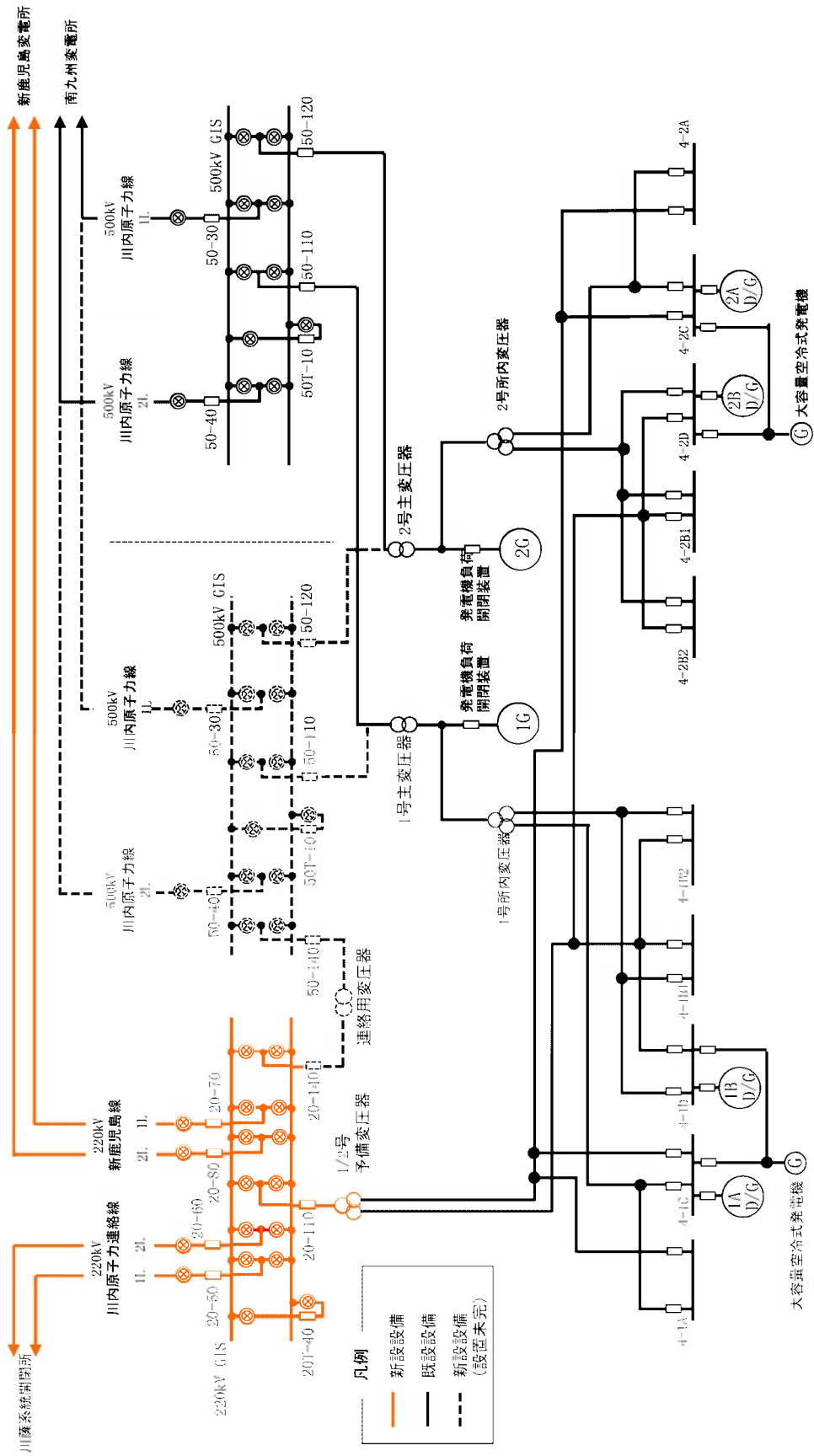


図7 20-80運用開始時系統図 (第71条 (外部電源) の適用開始時)

【ステップ5】 連絡用変圧器運用開始

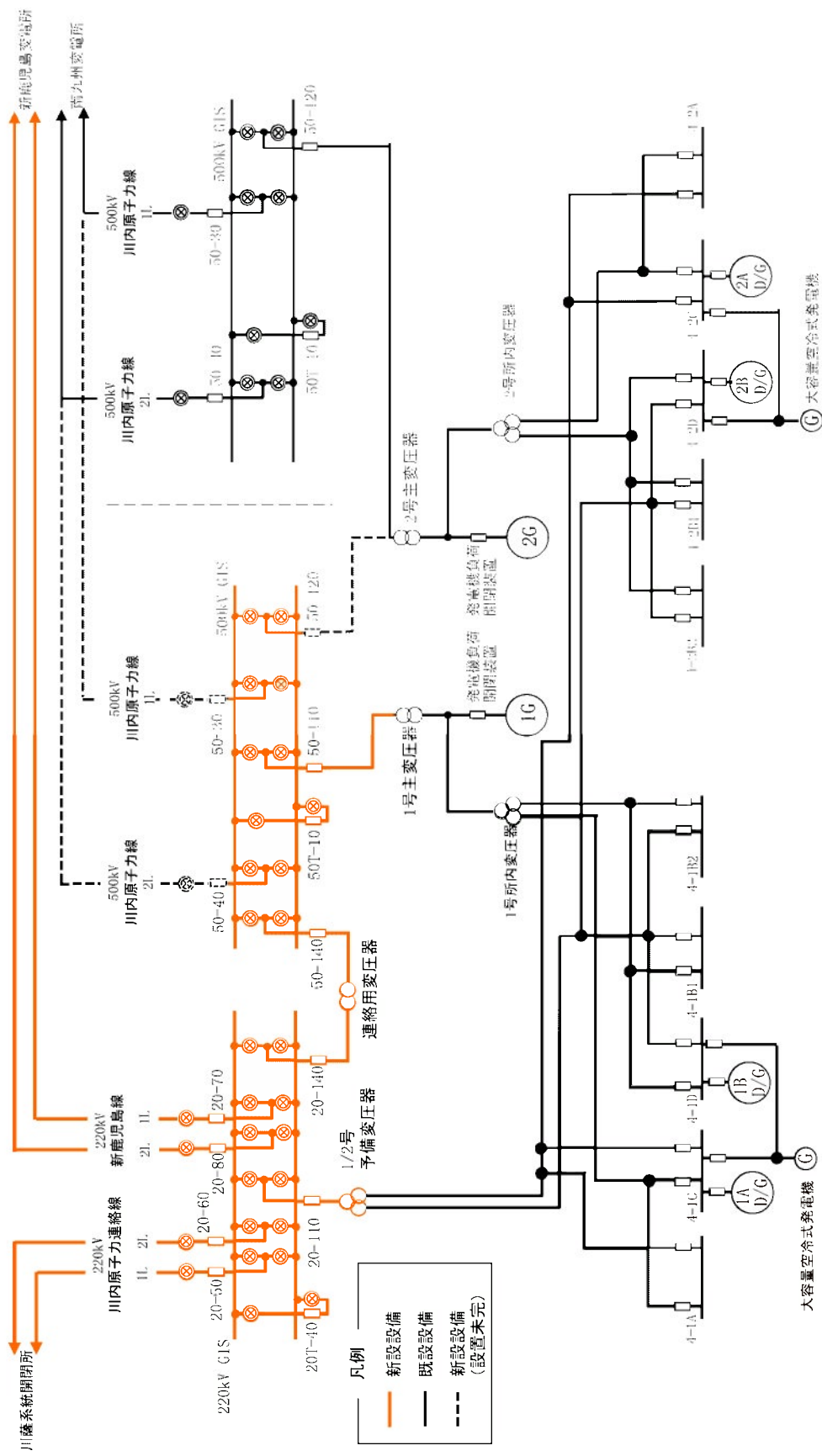


図8 連絡用変圧器運用開始時系統図 (第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合 表87-1) 等の適用開始時)

【ステップ6】 50-30、50-40運用開始

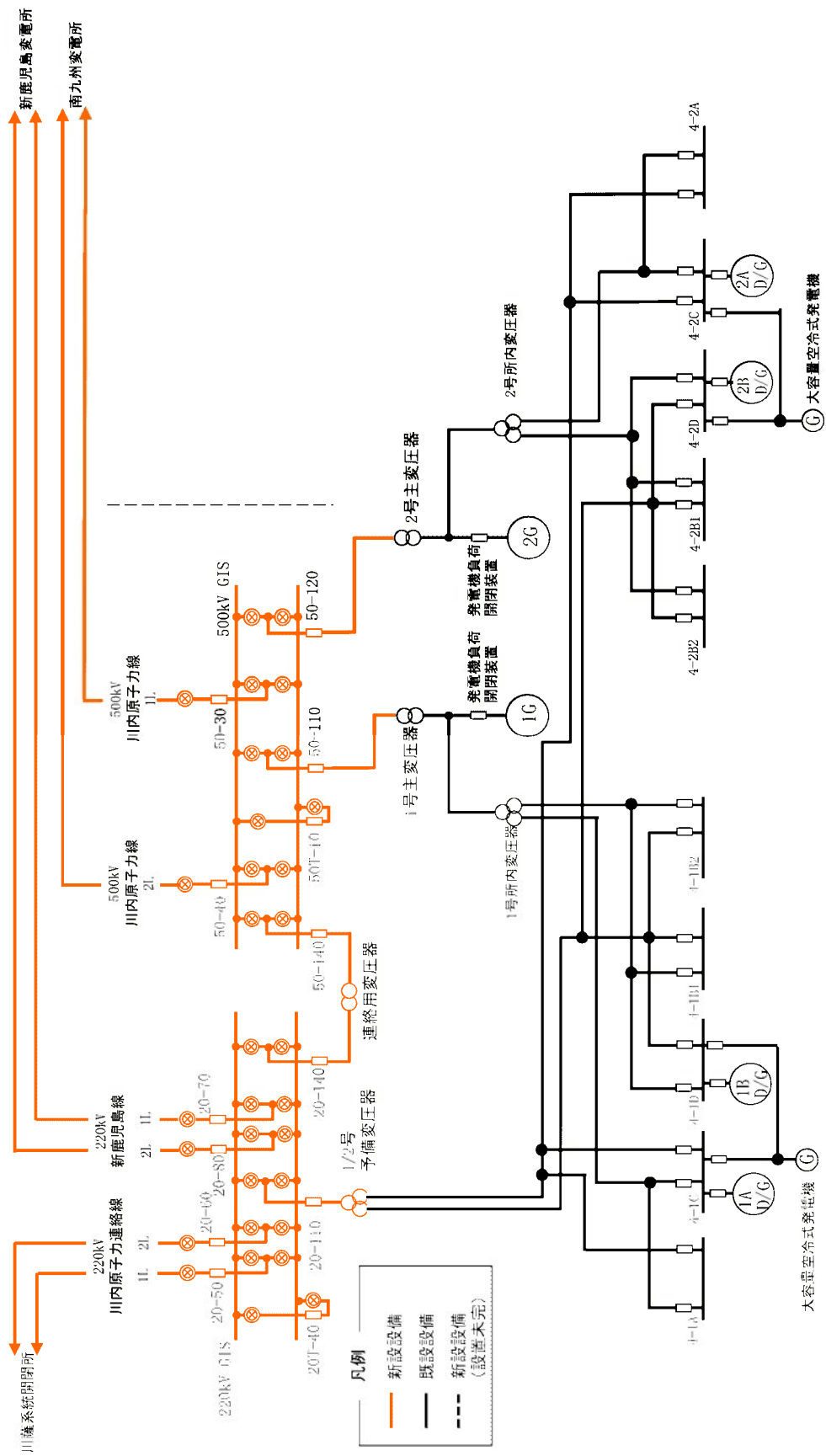


図9 50-30、50-40運用開始時系統図 (工事完了後)